

**「認定の基準」についての分野別指針  
- GAP及びGAP運用農場で生産された農産物 -**

JAB PD365:201XD8

第1版：2015年 mm月 dd日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 目次

序文 .....	3
1. 適用範囲 .....	3
2. 引用文書 .....	4
3. 用語と定義.....	5
4. 一般要求事項 .....	8
4.1. 法的及び契約上の事項 .....	8
4.2. 公平性のマネジメント .....	8
4.3. 債務及び財務 .....	8
4.4 非差別的条件 .....	8
4.5 機密保持 .....	8
4.6 情報の公開.....	8
5. 組織運営機構に関する要求事項.....	8
5.1 組織構造及びトップマネジメント .....	8
5.2 公平性確保のメカニズム.....	9
6 資源に関する要求事項 .....	9
6.1 認証機関の要員.....	9
7 プロセス要求事項 .....	10
7.1 一般 .....	10
7.2 申請.....	10
7.3 申請のレビュー .....	11
7.4 評価 .....	11
7.5 評価結果のレビュー .....	13
7.6 認証の決定.....	13
7.7 認証文書 .....	14
7.8 認証された製品の登録簿 .....	14
7.9 サーベイランス .....	14
7.10 認証に影響を与える変更 .....	15
7.11 移転してきた認証の扱い .....	15
7.12 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し .....	15
7.13 記録 .....	16
7.14 苦情及び異議申立て .....	16
8 その他スキーム固有要求事項 .....	16

「認定の基準」についての分野別指針  
- Good Agricultural Practice による農産物 -

## 序文

本文書は、Good Agricultural Practice(以下、GAP という)及び GAP の運用により生産された農産物を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関に適用する指針である。

また、一般財団法人日本 GAP 協会が運用する JGAP スキーム(備考 1 参照)及び / 又は Food Plus GmbH が運用する Global G.A.P(以下、GGAP という、備考 2 参照)スキームにおける製品認証機関に対する要求事項を採用する。

### 備考 1

日本 GAP 協会は、日本の農業及び農産物流通の健全な発展に寄与することを目的として 2006 年に設立され、JGAP の開発及び運営を行っている。JGAP は、日本の生産環境に適した農業生産工程管理の手法であり、日本の農業生産者、農産物流通業者、研究者等により開発された GAP のスキームである。

URL: <http://jgap.jp/>

### 備考 2

Global G.A.P.は、1997 年ヨーロッパの小売・生産者が集まり創設された(当時の名称は Eurep G.A.P.)。その目的は食品安全の改善、持続可能な農畜水産物の生産手段の推進、責任ある水使用、労働者の福祉への配慮、動物福祉への配慮等である。事務局は FoodPLUS GmbH (所在地：ケルン)。

URL: [http://www.globalgap.org/uk\\_en/](http://www.globalgap.org/uk_en/)

## 1. 適用範囲

1.1 本指針では、GAP 及び GAP により生産された農産物の認証を行う認証機関(以下、「GAP 認証機関」という)に適用する。なお、JGAP スキームを運用する GAP 認証機関を、以下 JGAP 認証機関という。また、GGAP スキームを運用する GAP 認証機関を、以下 GGAP 認証機関という。

### 1.2 認証対象製品

GAP 及び GAP を運用する農場で生産された農産物で、GAP 認証書に記載された農産物であり、GAP 認証書に記載のある農産物取り扱い施設で取り扱われたものとする。農産物の内、対象となる製品は次のとおり。

#### 1.2.1 JGAP スキーム

農産物は「青果物」・「穀物」・「茶」とする。また、団体認証においては「青果物・穀物・茶」とする。認証区分は「JGAP 標準品目リスト」による。

#### 1.2.2 GGAP スキーム

農産物は GLOBAL G.A.P. CHANGES IN GENERAL REGULATIONS Part I 3 項に規定される Option1 及び Option2 に共通して”Fruits & Vegetable”, “Combinable Crops”, “Tea”とする。認証区分は GLOBAL G.A.P. GENERAL INFORMATION PRODUCT LIST による。

### 1.3 認証対象製品の評価

GAP 認証機関が 1.2 項の製品を評価するための基準は以下のとおりである。

#### a) JGAP スキーム

- JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物)
- JGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物)
- JGAP 農場用 管理点と適合基準(茶)
- JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準
- JGAP と同等性を認められた基準文書

#### b) GGAP スキーム

- Control Points and Compliance Criteria All Farm Base
- Control Points and Compliance Criteria Crop Base
- Control Points and Compliance Criteria Fruits & Vegetable
- Control Points and Compliance Criteria Combinable Crops
- Control Points and Compliance Criteria Tea
- Control Points and Compliance Chain of Custody
- GLOBAL G.A.P. CHANGES IN GENERAL REGULATIONS Part II RULES FOR OPTION 2 AND OPTION 1 MULTISITES WITH QMS

## 2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト ([www.jab.or.jp](http://www.jab.or.jp)) で閲覧及びダウンロード可能である。

### 2.1 引用文書

- a) JGAP 総合規則
- b) 標準 JGAP 品目名リスト
- c) JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物)
- d) JGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物)
- e) JGAP 農場用 管理点と適合基準(茶)
- f) JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準
- g) GLOBAL G.A.P.認証を目指す JGAP 認証生産者のためのガイドライン (以下、GGAP/JGAP ガイドライン)
- h) JGAP 技術レター
- i) GLOBAL G.A.P. CHANGES IN GENERAL REGULATIONS PART I GENERAL

RULES (以下、GGAP GR Part1)

- j) GLOBAL G.A.P. CHANGES IN GENERAL REGULATIONS PART II RULES FOR OPTION 2 AND OPTION 1 MULTISITES WITH QMS (以下、GGAP GR Part 2)
- k) GLOBAL G.A.P. CHANGES IN GENERAL REGULATIONS PART III CERTIFICATION BODY AND ACCREDITATION RULES (以下、GGAP GR Part3)
- l) Control Points and Compliance Criteria All Farm Base
- m) Control Points and Compliance Criteria Crop Base
- n) Control Points and Compliance Criteria Fruits & Vegetable
- o) Control Points and Compliance Criteria Combinable Crops
- p) Control Points and Compliance Criteria Tea
- q) Control Points and Compliance Criteria Chain of Custody
- r) GLOBAL G.A.P. GENERAL INFORMATION PRODUCT LIST

備考 1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト([www.iso.org](http://www.iso.org))で閲覧及びダウンロード可能である。

備考 2 a) ~ h)項の入手先は以下。

URL: <http://jgap.jp/>

h) ~ q)項の入手先は以下。

URL: [http://www.globalgap.org/uk\\_en/](http://www.globalgap.org/uk_en/)

### 3. 用語と定義

以後、JGAP 要求事項及び GGAP 要求事項には、それぞれ文頭に[JGAP]、[GGAP]と付す。両者に共通の要求事項又は指針は文頭に[共通]と付す。また、JIS Q 17065 要求事項によるものには何も付さない。

#### 3.1 Good Agricultural Practice (GAP)

[共通]

農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすもの

< 出典：FAO (農水省訳) URL: <http://www.fao.org/prods/gap/> >

#### 3.2 JGAP

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(2)項による。

#### 3.4 JGAP 基準文書

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(3)項による。

### 3.5 JGAP マーク

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(4)項による。

### 3.6 農場

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(5)項による。

### 3.7 圃場

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(6)項による。

### 3.8 施設

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(7)項による。

### 3.9 団体

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(8)項による。

### 3.10 団体事務局

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(9)項による。

### 3.11 作物

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(10)項による。

### 3.12 農産物

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(11)項による。

### 3.13 農産物の分類

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(12)項による。

### 3.14 品目

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(13)項による。

### 3.15 商品

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(14)項による。

### 3.16 食品

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(15)項による。

### 3.17 外部委託

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(16)項による。

### 3.18 JGAP と同等性を認められた基準文書

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(17)項による。

### 3.19 自己点検[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(18)項による。

### 3.20 内部監査

[JGAP]

JGAP 総合規則 3.(19)項による。

#### 4. 一般要求事項

##### 4.1. 法的及び契約上の事項

###### 4.1.1 法的責任

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

###### 4.1.2 認証の合意

JIS Q 17065 4.1.2 項による。

###### 4.1.3 ライセンス，認証書及び適合マークの使用

[JGAP]

総合規則 7.4(3) (a)、10 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 Annex I.1 による。

##### 4.2. 公平性のマネジメント

[JGAP]

総合規則 12.2 (2) (c)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 a)項による。

##### 4.3. 債務及び財務

JIS Q 17065 4.3 項による。

##### 4.4 非差別的条件

JIS Q 17065 4.4 項による。

##### 4.5 機密保持

[JGAP]

総合規則 9.2 (3)、11.8 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.4 b)-d)項による。

##### 4.6 情報の公開

JIS Q 17065 4.6 項による。

#### 5. 組織運営機構に関する要求事項

##### 5.1 組織構造及びトップマネジメント

JIS Q 17065 5.1 項による。



## 5.2 公平性確保のメカニズム

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.4 a)項による。

## 6 資源に関する要求事項

### 6.1 認証機関の要員

#### 6.1.1 一般

JIS Q 17065 6.1 項による。

#### 6.1.2 認証プロセスに關与する要員の力量のマネジメント

##### 6.1.2.1 スキーム・マネージャーの任命

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 a)項による。

##### 6.1.2.2 評価要員の力量基準

[JGAP]

JGAP 審査要員は JGAP 総合規則 11.1 ~ 11.9 項による。

[GGAP]

GGAP GR Par3 ANNEX III.1-2 項による。

##### 6.1.2.3 スキームオーナー登録評価要員の使用

[JGAP]

総合規則 8.1 (5)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 b)項による。

##### 6.1.2.4 インハウス・トレーナーの任命

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 d)-g)項による。

##### 6.1.2.5 評価要員の研修

[JGAP]

総合規則 11.5 (1), (3)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 h), i)項による。

##### 6.1.2.6 評価要員の力量の監視

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2 k)-m)項による。

#### 6.1.3 要員との契約

JIS Q 17065 6.1.3 項による。

#### 6.2 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2 項による。

##### 6.2.1 内部資源

JIS Q 17065 6.2.1 項による。

##### 6.2.2 外部資源（外部委託）

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.2c)項による。

### 7 プロセス要求事項

#### 7.1 一般

[JGAP]

JGAP 総合規則 1 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.1 項による。

#### 7.2 申請

##### 7.2.1 申請者のスキームオーナーへの登録

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.1(3)、(4)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 4.1 項、4.2 項による。

##### 7.2.2 申請情報

[JGAP]

認証申請書の情報は JGAP 総合規則 8.1(1)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 4.-6 項を遵守する。

##### 7.2.3 申請・認証範囲

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.1(1)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 3 項、4.4 項、Part3 4.3 項による。

#### 7.2.4 サンプルング

##### 7.2.4.1 個別審査

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.2 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.1 項による。

##### 7.2.4.2 団体審査もしくはマルチサイト審査

[JGAP]

団体審査の場合、JGAP 総合規則 7.1(2)項による。また、認証日の後に新たに団体内の農場を増やす場合は、JGAP 総合規則 7.7.4 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.2 項、GR Part3 GGAP 5.3.2.1 項、5.5 項による。

##### 7.2.5 認証範囲の拡大

[JGAP]

認証された農場・団体が認証範囲に品目を追加する場合は、JGAP 総合規則 7.7.1 項による。

#### 7.3 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3 項による。

#### 7.4 評価

##### 7.4.1 審査チーム編成

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.1 (3)、8.1 項(5)、11.1 項、11.8 項による。また、11.9 項において登録が取り消された審査員はチームには加えない。

[GGAP]

GGAP GR Part3 5.1 a)項による。

##### 7.4.4 審査

###### 7.4.4.1 一般

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.1 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 5.1 項、5.2 項、5.3.1 項による。また、オプション 2 及びオプション 1 マルチサイト(QMS 有り)の場合、GGAP GR Part2 の遵守状況を確認する。

#### 7.4.4.2 初回審査のタイミング

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.3 (1)項による

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.3.1 項による。

#### 7.4.4.3 適合性の評価

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.2 項による。また、農場または団体の 7.5 項、7.6 項の遵守状況进行评估する。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 e), f)項による。

#### 7.4.4.4 評価報告書

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.2 項(7)による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 g), h)項による。

#### 7.4.4.5 生産工程の外部委託の評価

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.2(3)項、8.2(5)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part2 1.10 項、GGAP GR Part3 4.3.1.1(ii)項による。

#### 7.4.4.6 認証対象品目以外の品目に関する資材・機械設備等の取扱い

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.1(1)項、8.2(6)項による。

#### 7.4.4.7 不適合・追跡調査

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.2(9),(10)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 6.1 項、6.2 項、Part3 6.3 項による。

#### 7.4.4.8 JGAP / GGAP 差分審査を追加する場合

[共通]

JGAP・GGAP 認証要求事項の差分部分を特定した文書を用いて審査することで、JGAP・GGAP 同時審査による JGAP 認証又は / 及び GGAP 認証の審査とできる。

(1) JGAP 認証の申請者に対し、GGAP 認証の審査を実施する場合

GGAP スキームにガイドラインがある場合、GGAP 認証基準に当該ガイドラインを補助的に活用して審査する。なお、当該ガイドラインにおいて JGAP 及び GGAP 共通の CPCC は、JGAP 認証基準の確認結果を以て、GGAP 認証基準が確認されたものとする。

(2) GGAP 認証の申請者に対し、JGAP 認証の審査を実施する場合

JGAP スキームにガイドラインがある場合、JGAP 認証基準に当該ガイドラインを補助的に活用して審査する。なお、当該ガイドラインにおいて JGAP 及び GGAP 共通の CPCC は、GGAP 認証基準の確認結果を以て、JGAP 認証基準が確認されたものとする。

#### 7.5 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 7.5 項による。

#### 7.6 認証の決定

##### 7.6.1 認証決定の期限

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 a)項による。

##### 7.6.2 認証決定の要員

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.3(1)項、12.2 (1),(e)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 6.3 項、Part3 6.1 b)項による。

##### 7.6.3 認証地位継承の禁止

[JGAP]

JGAP 技術レター-2012 年 2 月号による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 i)項による。

## 7.7 認証文書

### 7.7.1 ICS コードの特定

[共通]

認証が授与される製品：以下の ICS コードを特定する。

- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 処方及び薬草を含む (Medicaments \*Including medical prescriptions and medical herbs)
- 67.060 穀類, 豆類及び関連製品 麦粒、トウモロコシ粒、小麦粉、パン類等含む (Cereals, pulses and derived products Including grains, corn, flours, baked products, etc.)
- 67.080.10 果実及び関連製品 木の实含む (Fruits and derived products \*Including nuts)
- 67.080.20 野菜及び関連製品 濃縮トマト、ケチャップ含む (Vegetables and derived products \*Including tomato concentrates, ketchup, etc.)
- 67.140 茶、コーヒー、ココア (Tea, Coffee, Cocoa)
- 67.220.10 香辛料及び調味料 (Spices and condiments)

### 7.7.2 有効期間・認証サイクル・認証文書の情報

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.4 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 6.7 項による。

## 7.8 認証された製品の登録簿

### 7.8.1 スキームオーナーへの登録

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.4 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 3.3 項による。

## 7.9 サーベイランス

### 7.9.1 サーベイランスのタイミング

[JGAP]

JGAP 総合規則 7.3(2)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 5.3.2 項による。

#### 7.9.2 サーベイランスの方法

[GGAP]

GGAP GR Part3 5.3.2.2 項による。

#### 7.9.3 抜き打ち審査

[GGAP]

GGAP GR Part3 5.4 項による。

#### 7.10 認証に影響を与える変更

##### 7.10.1 農産物取扱い施設の変更

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.1(4)項により農場・団体が農産物取扱い施設の変更について申請を行った場合、増設は JGAP 総合規則 7.7.3 項による。施設の撤去等その他の変更については、その変更内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

##### 7.10.2 団体内の農場の加入・追加・脱退

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.1(4)項により団体が所属する農場の追加・脱退を申請した場合、追加については JGAP 総合規則 7.7.4 項による。脱退の場合、その内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

[GGAP]

GGAP Part2 1.11 項による。

##### 7.11 移転してきた認証の扱い

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.1(2)項による。

[GGAP]

GGAP GR Part3 7 項による。

##### 7.12 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.3 項による。

[GGAP]

GGAP GR Part1 6.4 項による。

7.13 記録

7.13.1 記録の保管

[GGAP]

GGAP GR Part3 6.1 c)項による。

7.14 苦情及び異議申立て

[JGAP]

JGAP 総合規則 12.3.2(4)項、15.1 項による。

[GGAP]

GGAP Part1 6.3 b)項、6.5 項、6.5 項による。

8 その他スキーム固有要求事項

[JGAP]

JGAP 総合規則 8.5 項、12.2 項、12.3 項による。

DRAFT







公益財団法人**日本適合性認定協会**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1  
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。